

議案第 97 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 37 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 2 項中「100 分の 160」を「100 分の 150」に改める。

第 2 条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 2 項中「100 分の 150」を「100 分の 155」に改める。

(小田原市政策監の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 小田原市政策監の設置等に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 160」を「100 分の 150」に改める。

第 4 条 小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 150」を「100 分の 155」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き下げるため提案するものであります。